

平成23年度
熊本における
労働衛生の現状

熊本労働局 労働基準部 健康安全課

〒860-8514 熊本市春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎

☎096-355-3186

ホームページ <http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町9番24号 住友生命ビル3階

☎096-353-5480

ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

I.N.D.E.X.

熊本県における労働衛生の現状

はじめに

1	定期健康診断の結果	1
2	特殊健康診断の結果	3
3	職業性疾病	5
	じん肺管理区分の決定状況	6
4	熱中症の発生状況	7
5	衛生管理者及び産業医の選任状況	10
6	脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の 労災請求状況	11
7	熊本県における自殺者数の推移	12
8	メンタルヘルス対策	13
	労働者の心の健康の保持増進のための指針の あらまし	13
	1. 趣旨	
	2. メンタルヘルスケアの基本的考え方	
	3. 4つのメンタルヘルスケアの推進	
	4. メンタルヘルスケアの具体的進め方	
9	熊本産業保健推進センター及び 熊本県地域産業保健センターの活用	15
10	参考様式等	16
	定期健康診断有所見率の改善に向けた取組	16
	指導勸奨による健康診断 業務内容	17
資料①	「メンタルヘルス対策支援センター」の 利用案内	18
資料②	熊本県地域産業保健センター	19
資料③	作業環境測定機関	19
資料④	健康診断の種類・健康診断の実施とその後の 手順等	20
資料⑤	職場の受動喫煙防止対策	21
	職場での受動喫煙防止対策の具体的な取組を 職場での受動喫煙防止対策のための体制整備を 禁煙を希望する喫煙者へのサポート 受動喫煙防止対策のための法律・ガイドライン	
資料⑥	熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度 のお知らせ	24

はじめに

熊本県内の労働災害は長期的には減少を続けており、平成22年の休業4日以上の死傷者数は1,700人台となっています。今後も継続して労働災害を減少させるためには、引き続き労使の創意と工夫による不断の努力が求められているところです。

さて、労働災害の発生状況を見ますと、昭和60年代までは、そのほとんどが負傷によるものでしたが、ここ数年は、精神疾患や脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）の疾患で増加傾向が見られます。

今日、わが国では年間31,690人（平成22年：警察庁発表資料）もの人が自ら命を絶つ状況にあります。自殺の原因が全て明らかになっているわけではありませんが、職場のストレスや人間関係等が関係しているものも少なくないとされています。

熊本県においても、平成22年に471人（前年484人）の自殺者（熊本県警察調べ）が確認されており、このうち約7%は勤務問題が原因とされていることから、職場におけるメンタルヘルス対策は喫緊の課題といえます。

また、職場において着目すべき問題の一つに、定期健康診断の有所見率の高さが挙げられます。平成22年の定期健康診断における有所見率は、熊本県においては54.40%、全国平均では52.48%となりました。熊本県の有所見率は、平成11年以降全国平均を上回ったままの高い水準で推移しています。「血中脂質」、「血圧」、「血糖」、「尿中の糖」、「心電図」等の有所見に、過重労働等の要因が加わることにより、脳・心臓疾患を発症する危険性が增大すると言われており、事業者による健康診断実施後の措置及び労働者自身による適切な健康管理が求められます。

さらに、3月11日の東日本大震災に関連する問題として、原子力発電所の復旧作業に従事する作業員の放射線被曝や、津波などにより倒壊・破壊した建造物等のがれき処理に従事する作業員の石綿等有害物ばく露の問題が浮上してきました。職業性の疾病は、遅発性（有害物等のばく露から疾病発症までに相当の期間が経過すること）のものが少なからずあるため、職場環境の改善、安全な作業方法の決定等は、普段から欠かすことのできない重要な事項となります。

本冊子は、以上のような状況を踏まえ、各事業場から労働基準監督署に提出される各種報告等を基に、健康診断有所見率、職業性疾病、精神疾患等の現状についてとりまとめました。

職場における労働衛生管理の参考としていただきますようお願いいたします。

1 定期健康診断の結果

職場において実施される定期健康診断の有所見率（※健康診断を受診した労働者のうち、異常の所見のある者の占める割合）は、熊本県では平成16年に、全国平均では平成20年に各々50%を超えました。

平成22年における熊本県内労働者の有所見率は54.40%となり、依然として高水準で推移しています。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）に係る労災請求件数も高水準で推移している状況等から、脳・心臓疾患の発症と関係が深い健康診断項目である、「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」、「尿中の糖の検査」、「心電図検査」の有所見者に対しては、医師等の意見を聴き、労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うとともに、保健指導、健康教育等を通じて有所見項目の改善を図ることが重要となります。

巻末（P16）の「定期健康診断有所見率の改善に向けた取組」を利用して、職場における健康管理に対する取組みに改善すべき点がないか確認してください。

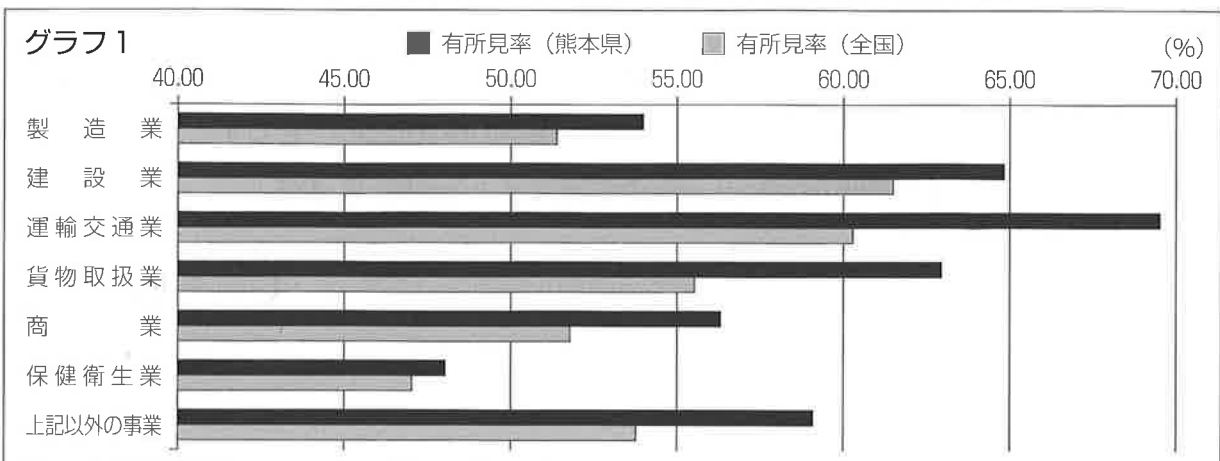
なお、定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目である「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」及び「腹囲・BMIの測定」の全ての検査項目について異常の所見（有所見）があるとされた場合及び産業医等が、就業環境等を総合的に勘案して異常の所見を認めた場合は、労災保険制度により、①「空腹時血中脂質検査」、②「空腹時血糖値検査」、③「ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査」、④「負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査」、⑤「頸部超音波検査（頸部エコー検査）」、⑥「微量アルブミン尿検査」が受けられます。また、医師又は保健師による特定保健指導（ア 栄養指導、イ 運動指導、ウ 生活指導）が受けられます。（二次健康診断受診者数の推移をP17に掲載）

表1 定期健康診断業種別有所見率実施状況（平成22年）

区分 業種	健康診断 事業場数	受診者数	有所見者	有所見率 (全国平均)	検査項目別有所見者内訳				
					血中脂質	血圧	血糖	尿中糖	心電図
					有所見者 有所見率	有所見者 有所見率	有所見者 有所見率	有所見者 有所見率	有所見者 有所見率
製造業	368	55,860	30,154	53.98% (51.38%)	13,964 30.82%	8,324 14.90%	5,311 11.84%	1,385 2.50%	3,893 10.29%
建設業	32	2,283	1,480	64.83% (61.49%)	793 36.87%	441 19.32%	306 14.24%	86 3.89%	239 12.19%
運輸交通業	82	6,674	4,640	69.52% (60.28%)	2,305 39.39%	1,835 27.49%	1,186 20.41%	479 7.23%	736 13.29%
貨物取扱業	5	313	197	62.94% (55.53%)	88 28.12%	47 15.02%	28 8.95%	14 4.47%	44 15.22%
商業	173	14,902	8,392	56.31% (51.78%)	3,933 32.83%	2,478 16.63%	1,963 16.51%	336 2.30%	1,300 11.79%
保健衛生業	328	42,798	20,554	48.03% (47.03%)	9,401 25.30%	4,017 9.40%	2,936 8.07%	714 1.69%	2,856 10.02%
上記以外の事業	278	30,031	17,745	59.09% (53.77%)	9,574 35.07%	4,944 16.46%	3,673 13.57%	766 2.56%	2,438 10.27%
全産業計	1,266	152,861	83,162	54.40% (52.48%)	40,058 30.80%	22,086 14.45%	15,403 11.99%	3,780 2.50%	11,506 10.57%

※① 有所見率の（ ）内は、平成22年の全国平均である。

② 検査項目別有所見者内訳欄の有所見率（%）は、当該有所見者を実施者数で除して算出した。



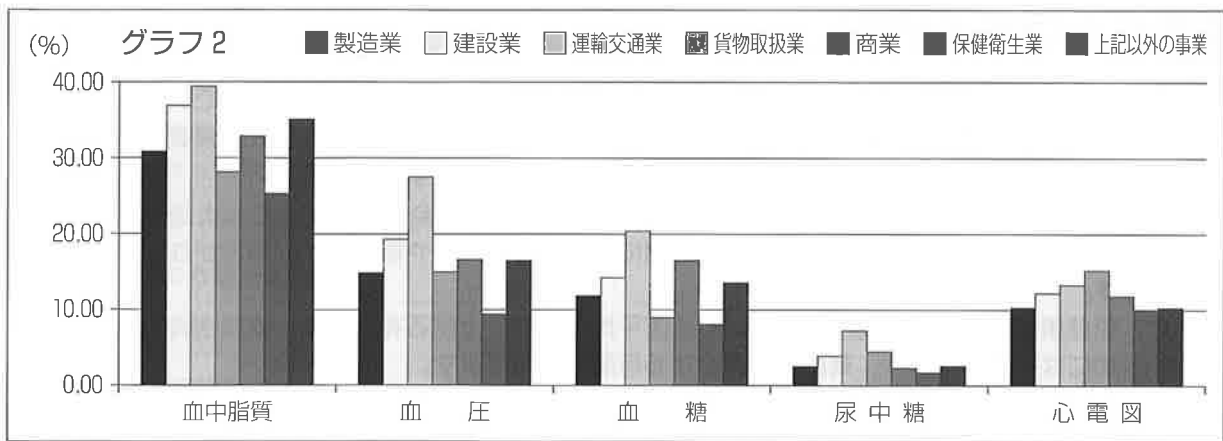


表2 熊本県の定期健康診断有所見率の推移（全業種）

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
熊本県	48.71	48.49	48.21	50.23	50.09	52.58	53.00	53.64	53.50	54.40
全国平均	46.15	46.69	47.29	47.63	48.39	49.12	49.90	51.28	52.30	52.48
ポイント差	2.56	1.80	0.92	2.60	1.70	3.46	3.10	2.36	1.20	1.92

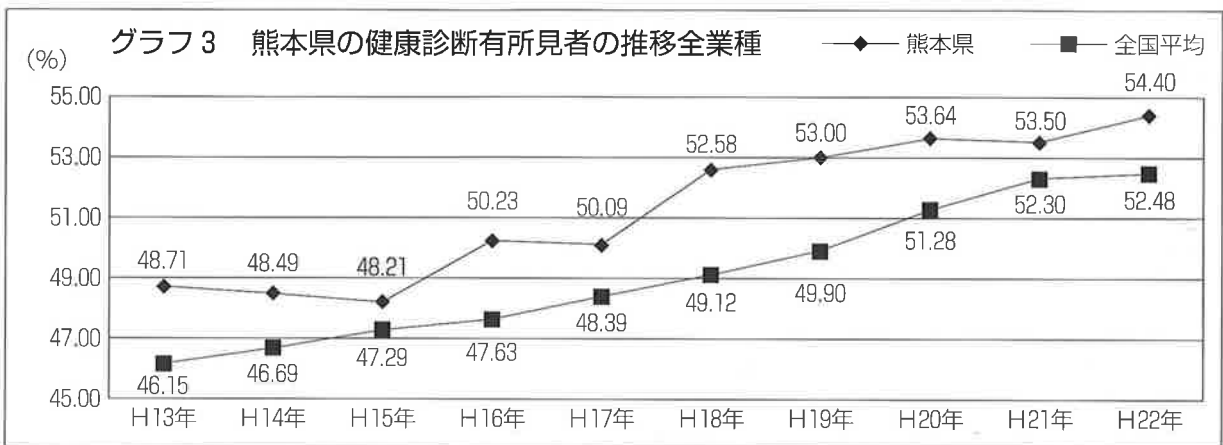
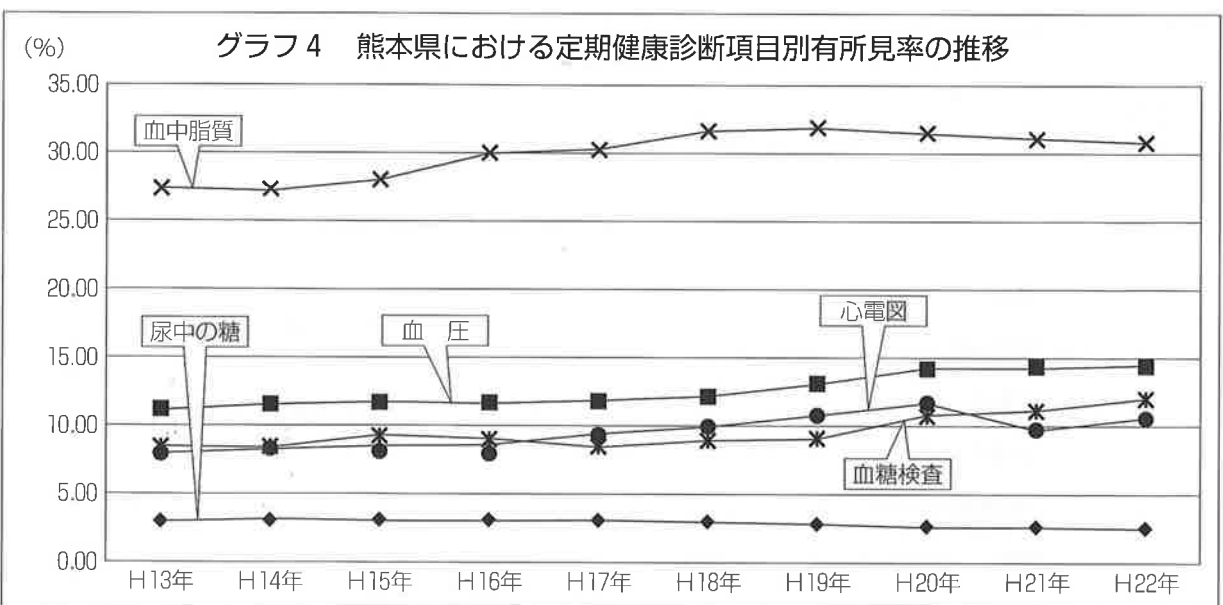


表3 熊本県における定期健康診断項目別所見率の推移

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
血中脂質	27.37	27.19	27.99	29.96	30.28	31.61	31.85	31.45	31.07	30.80
血圧	11.12	11.54	11.72	11.62	11.85	12.16	13.05	14.23	14.22	14.45
血糖検査	8.47	8.37	9.26	9.03	8.42	8.90	9.03	10.79	11.13	11.99
尿中の糖	2.97	3.12	3.04	3.02	3.07	2.94	2.82	2.60	2.60	2.50
心電図	7.97	8.24	8.47	8.57	9.40	9.91	10.77	11.66	9.68	10.57



2 特殊健康診断の結果

表4にある有機溶剤、石綿、じん肺等に関する健康診断を「特殊健康診断」と呼んでいます。

熊本県における特殊健康診断の特徴は、有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断において、その有所見者が全国平均を上回っていることです。

有機溶剤健康診断では、「肝機能検査」と「眼底検査」において全国平均を大きく上回る有所見率が確認されています。この2つの検査は、有機溶剤による肝機能障害や視神経への障害がないかを確認するものです。

また、鉛健康診断でも、貧血検査において全国平均を大きく上回る有所見率が確認されています。鉛や鉛化合物にばく露した場合、貧血症が発症する可能性があります。

事業場においては、特殊健康診断結果をよく確認し、産業医等の意見を聴取して、必要な健康対策を講ずる必要があります。

表4 特殊健康診断実施状況（平成22年）

	法定の特殊健康診断													
	有機溶剤	鉛	電離放射線	特定化学物質等	石綿	じん肺	製造業						建設業	
							他の金属製品製造	機械器具製造	造船業	車製造	鉱業			
実施事業場数	335	26	181	75	19	227	182	51	21	30	14	18	8	
受診労働者数	6,342	403	2,325	2,136	195	2,616	2,379	306	138	299	781	110	59	
有所見者数	744	21	317	42	3	42	29	0	0	7	0	10	0	
有所見率熊本県	11.73%	5.21%	13.63%	1.97%	1.54%	1.61%	1.22%	0%	0%	2.34%	0%	9.09%	0%	
有所見率全国平均	6.11%	1.50%	6.50%	1.10%	1.59%	1.77%	1.75%	1.40%	2.27%	3.32%	1.10%	5.20%	1.51%	

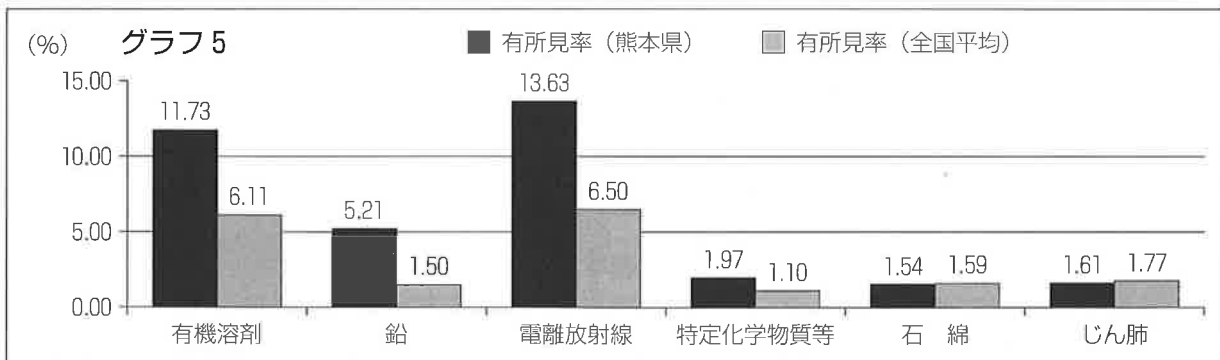


表5 有機溶剤健康診断における有所見率の詳細

	他覚所見	腎機能検査	貧血検査	肝機能検査	眼底検査	神経内科学的検査
熊本県	2.92	4.02	3.15	16.01	11.11	1.80
全国平均	2.06	2.78	3.13	9.28	3.53	0.48

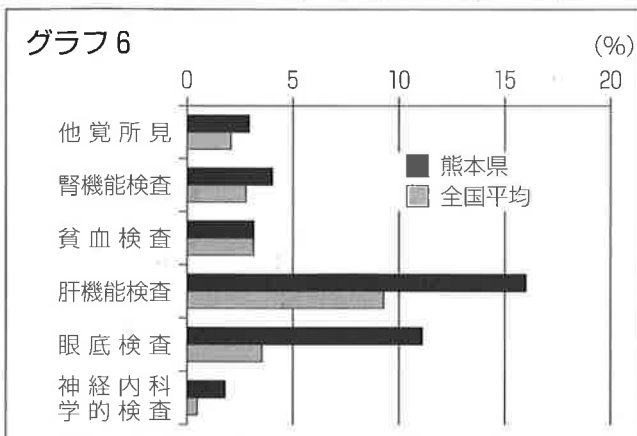
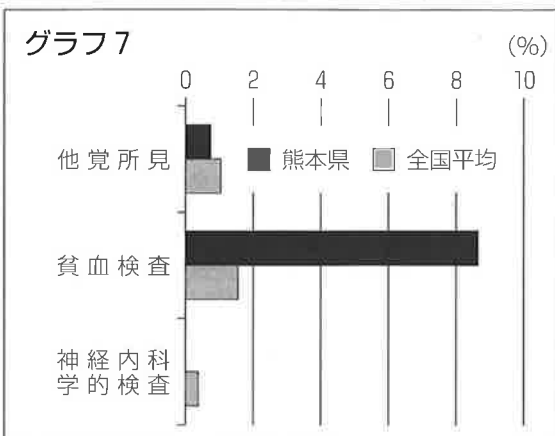


表6 鉛健康診断における有所見率の詳細

	他覚所見	貧血検査	神経内科学的検査
熊本県	0.74	8.65	0.00
全国平均	1.04	1.55	0.38



続いて、表7にある健康診断を「指導勧奨による特殊健康診断」と呼んでいます。これは、厚生労働省が、職場における健康管理上、健康診断の実施が望ましいとする30種類の業務内容を示しているものです。該当する業務内容（作業内容）がないか、一度確認してください。（巻末に業務内容の一覧を掲載）

表7 指導勧奨による特殊健康診断（熊本県）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実事業場数	42	46	50	43	46	60	62	70	63	72
受労働者数	5,166	6,096	6,389	5,342	2,142	7,751	8,237	9,202	8,407	7,645
受診率	65.7%	66.9%	65.6%	62.2%	63.2%	57.0%	79.9%	71.3%	80.2%	77.1%
有所見者数	307	414	411	416	245	824	790	1085	977	1113
有所見率	5.94%	6.79%	6.43%	7.79%	11.44%	10.63%	9.59%	11.79%	11.62%	14.56%

指導勧奨による健康診断の受診者数は長期的には増加傾向にあります。残念ながら、その有所見率も増加傾向にあります。

騒音作業、VDT作業に対する健康診断において、全国平均を上回る有所見率が確認されます。

騒音については、騒音の低減（騒音源への対策）、防音保護具（耳栓）の着用等の対策が必要となります。また、VDT作業については、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を参考に、VDT作業を進めることが有効と考えられます。

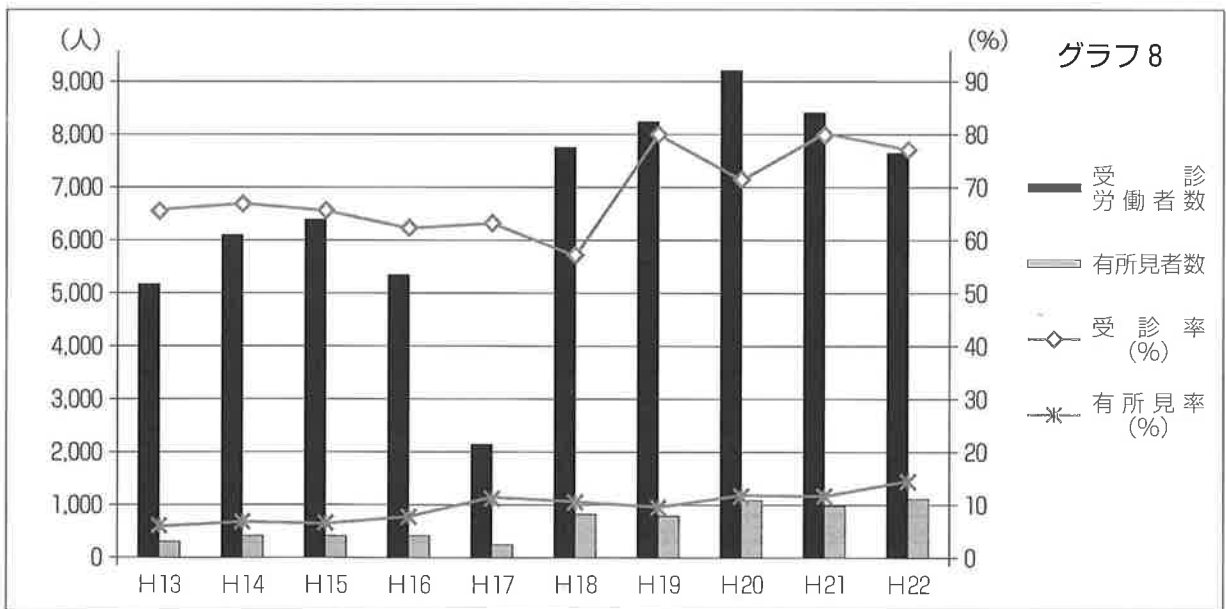
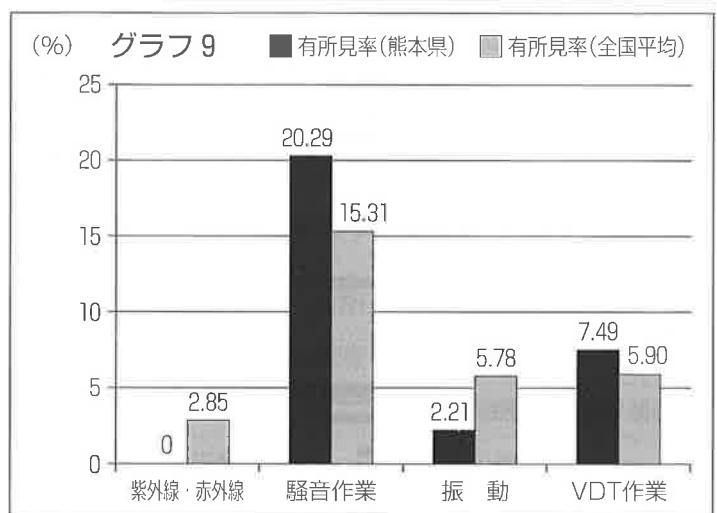


表8 行政指導による特殊健康診断（熊本県）

	紫外線・赤外線	騒音作業	振動	VDT作業
実事業場数	9	21	19	22
受労働者数	456	2,652	272	2,375
有所見者数	0	538	6	178
熊本県有所見率	0%	20.29%	2.21%	7.49%
全国平均有所見率	2.85%	15.31%	5.78%	5.90%



3 職業性疾病

職業がんなどの就労（作業環境や取り扱い物質）に起因する疾病を「職業性疾病」と呼びます。

じん肺など古くから知られているものから、10年程前から注目されている石綿による中皮腫などの職業性疾病があります。表9は平成22年中に労災請求された職業性疾病の件数です。平成22年は猛暑だったためか、熱中症の請求が突出しています。

また、脳・心臓疾患、精神疾患による自殺に区分される事案も少なくなく、定期健康診断有所見率の改善対策、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策が重要です。

表9

傷病名(内訳)	件数
脳・心臓疾患	8
中皮腫	2
肺がん	2
じん肺	5
気管支炎	2
熱中症	56
難聴	3
精神疾患	5
精神疾患による自殺	2
振動障害	8
腰痛症(災害性を除く)	2
頸肩腕症候群弾発指等	6
二硫化中毒症	1
化学物質による疾患	8
その他	12

※労災請求件数であるので、職業性疾病と決定していない(調査中)件数も含む。

グラフ10

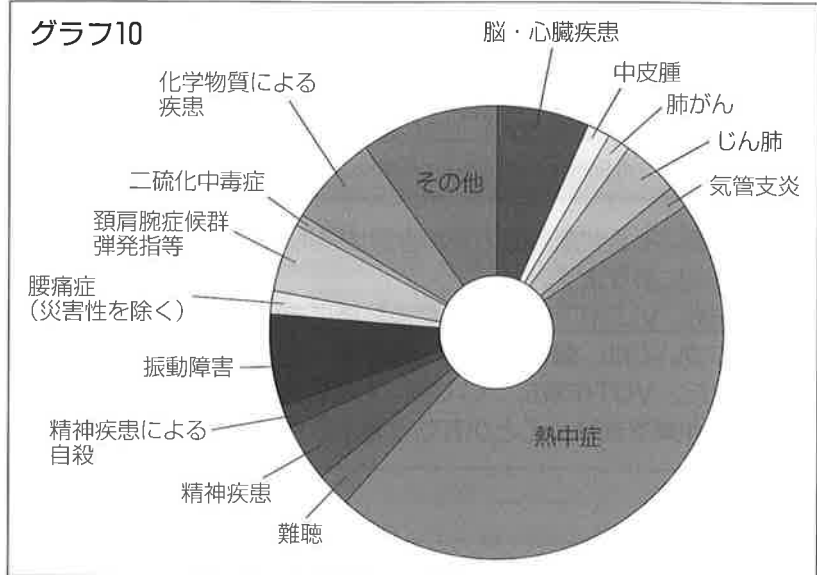


表10に、熊本県における休業4日以上の職業性疾病発生件数を示します。(業務上災害と決定されたもの)

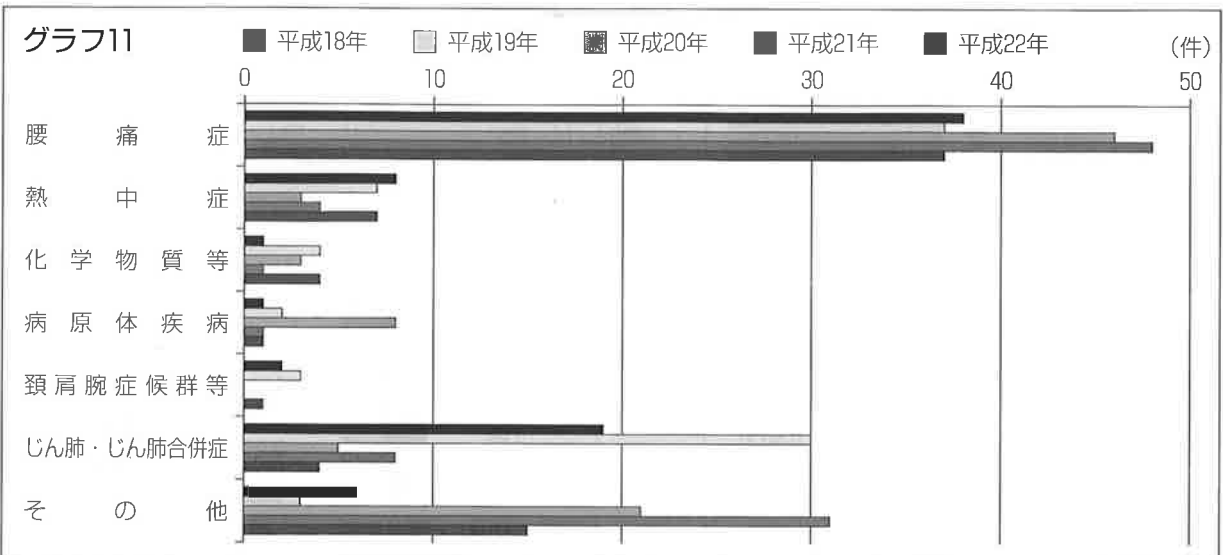
腰痛症、熱中症、じん肺の発生が多く見られます。

表10 平成22年職業性疾病発生状況

	腰痛症	うち負傷に起因するもの	熱中症	化学物質等	病原体疾病	頸肩腕症候群等	じん肺・じん肺合併症	その他	計
平成18年	38	19	8	1	1	2	19	6	75
平成19年	37	7	7	4	2	3	30	3	86
平成20年	46	41	3	3	8	0	5	21	86
平成21年	48	35	4	1	1	0	8	31	93
平成22年	37	36	7	4	1	1	4	15	69

※疾病件数は毎年1月1日から12月31日までに発生した疾病で、翌年3月31日までに把握したものである。(労働者死傷病報告による)

グラフ11



じん肺管理区分の決定状況

特定の粉じん作業に常時従事する労働者が在籍する場合に事業場は、「じん肺健康診断」を定期的実施する必要があります。このじん肺健康診断の結果により、じん肺の所見があると診断された場合は、じん肺管理区分の決定申請を都道府県労働局長に行わなくてはなりません。

また、常時粉じん作業に従事していた労働者であった人は、いつでも、都道府県労働局長に対し、じん肺管理区分の決定申請を行うことができます。

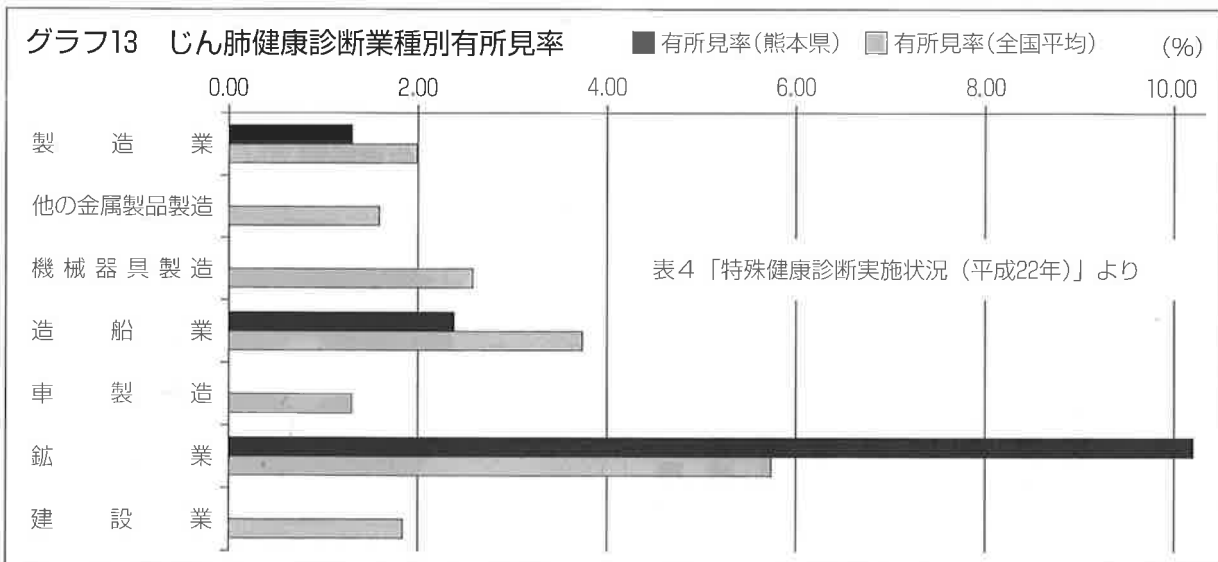
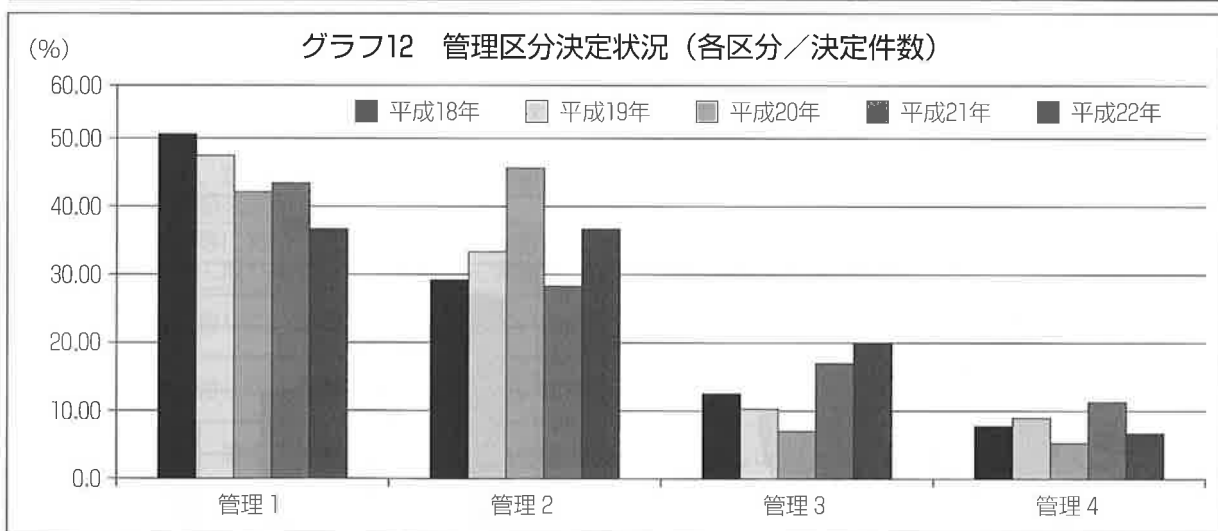
じん肺管理区分は、管理1から管理4までの区分があります。管理1は「じん肺の所見がないと認められるもの」となり、管理2、3、4は、「じん肺の所見が認められるもの」となります。

管理4の場合には療養が必要とされ、管理2、3の場合で一定の状態である場合にも、合併症の療養が必要となる場合があります。

じん肺は、粉じん等を吸入してから相当の年月が経過して発症するものです。症状が出現するまでの間は、作業時でも自覚症状がない場合が多いため、予防対策の必要性を見落としがちです。粉じん作業を行う場合には、粉じん発生源における局所排気装置の設置や呼吸用保護具の適切な着用が重要となります。

表11 じん肺管理区分決定状況

	管理区分決定件数	管理1	有所見者の内訳			有所見者の合計
			管理2	管理3	管理4	
平成18年	168	85	49	21	13	83
平成19年	78	37	26	8	7	41
平成20年	57	24	26	4	3	33
平成21年	53	23	15	9	6	30
平成22年	30	11	11	6	2	19



4 熱中症の発生状況

熊本県における平成22年の業務に起因する熱中症は、労災請求件数で56人となり、前年（平成21年）の2倍以上となりました。このうち1人は死亡災害でした。また、全国における熱中症による死亡災害は47人となり、熱中症と分類して統計を取り始めた平成9年以降最多の死亡者数となりました。

熱中症を予防するためには、暑さ指数（WBGT値）の低減が効果的です。暑さ指数は、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標です。暑さ指数を低減させる方法としては、熱をさえぎる遮へい物の設置、直射日光・照り返しをさえぎる簡易な屋根等の設置、通風・冷房の設備の設置が挙げられます。

しかし、建設現場など日中、炎天下の高温多湿場所で作業することが避けられず、暑さ指数の低減対策が困難である場合には、①管理・監督者が頻繁に巡視を行い確認する、水分・塩分の摂取確認表を作成する又は朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を定期的に摂取させる ②暑さ指数について、随時計測を行うほか、予報値等にも留意し、暑さ指数が28℃を超えるおそれがある場合等には、必要に応じ作業計画の見直し等を行うこと ③高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、徐々に熱に慣れさせる期間（順化期間）を設けること等に留意する必要があります。

表12 平成22年における熱中症による労災請求件数の内訳

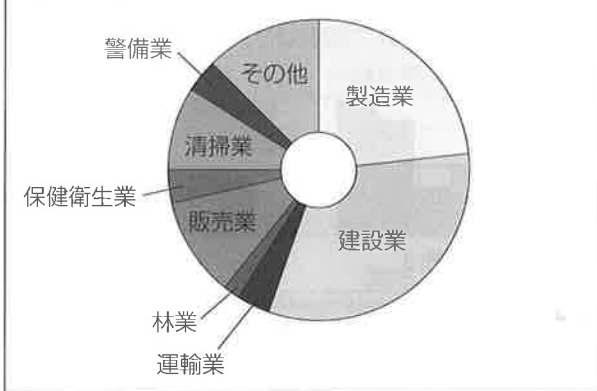
業種	製造業	建設業	運輸業	林業	販売業	保健衛生業	清掃業	警備業	その他	合計
件数	13	18	2	1	6	2	5	2	7	56

年齢	20代	30代	40代	50代	60代	合計
件数	18	13	12	10	3	56

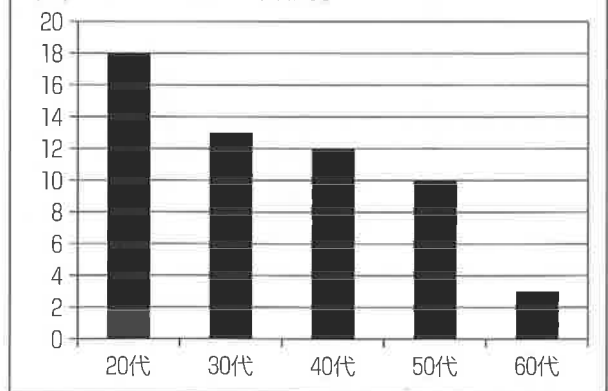
時間	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	19時	合計
件数	1	9	5	4	3	7	7	11	7	2	56

場所	屋内	屋外	合計
件数	11	45	56

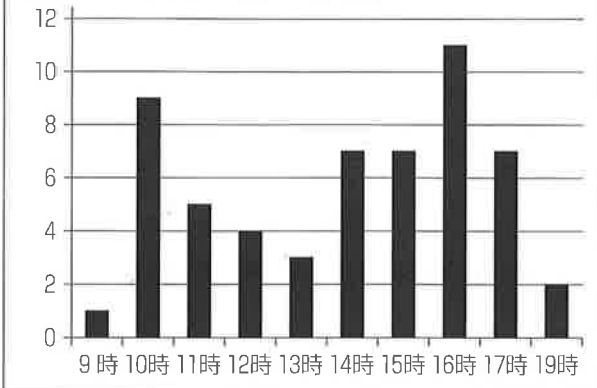
グラフ14 業種別



グラフ15 年齢別



グラフ16 発生時刻別



グラフ17 発生場所別



グラフ14～17は、平成22年に労災請求があった56人の熱中症の発生状況です。以下には、熱中症の休業4日以上（死亡災害を含む）に限った最近10年間の発生状況を示しています。

表13 熱中症による休業4日以上災害発生件数の推移（熊本県）

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	合計
発生件数	4	1	9	3	4	8	7	3	4	7	50
うち死亡	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4

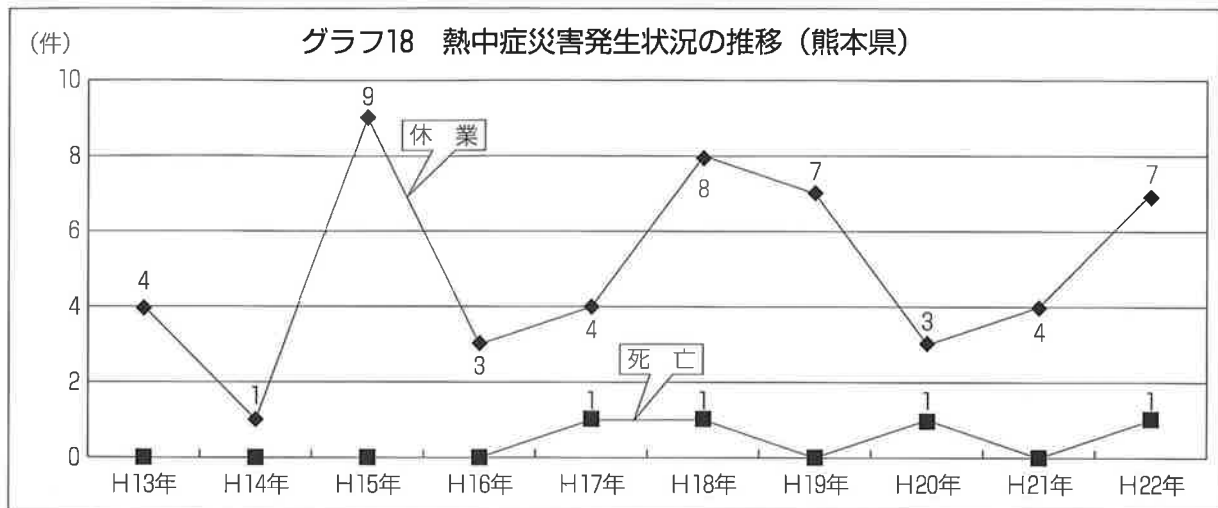
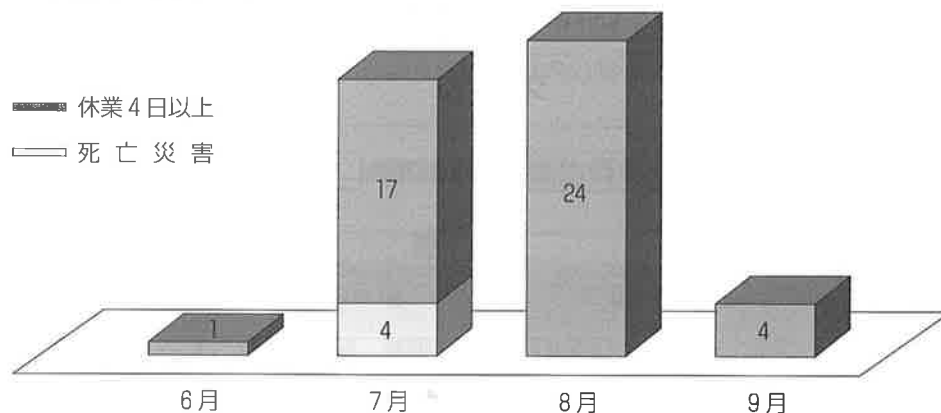


表14 月別発生状況及び業種別発生状況

	6月	7月	8月	9月	製造業	建設業	運輸 交通業	ゴルフ場業	警備業	その他 の事業
休業4日以上	1	17	24	4	9	21	4	2	2	8
死亡災害	0	4	0	0	0	3	0	0	0	1

グラフ19 月別発生状況（平成13年～22年）



グラフ20 業種別発生状況（平成13年～22年）

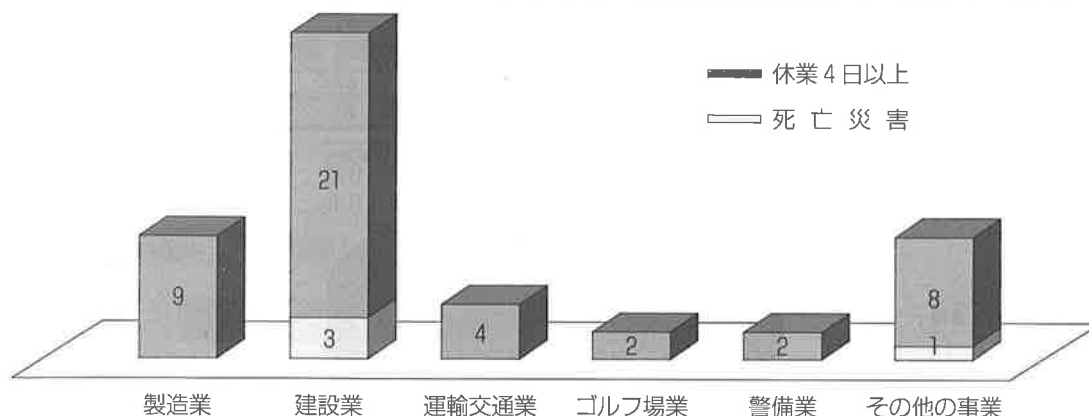
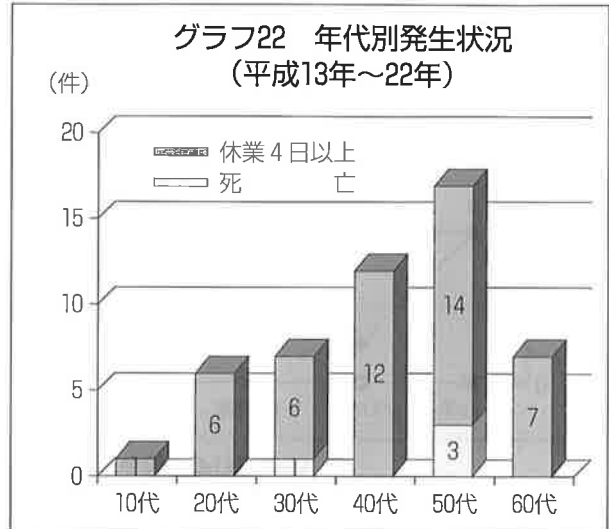
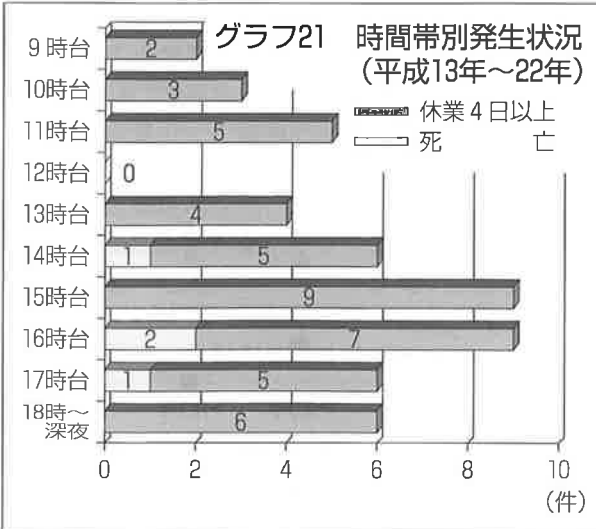


表15 時間帯別発生状況

	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時～深夜
休業4日以上	2	3	5	0	4	5	9	7	5	6
死亡	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0

表16 年代別発生状況

	10代	20代	30代	40代	50代	60代
休業4日以上	1	6	6	12	14	7
死亡	0	0	1	0	3	0



以下に、全国の熱中症による死亡災害の発生状況を示します。

表17 熱中症による死亡災害の発生状況 全国

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
発生件数	24	22	17	17	23	17	18	17	8	47

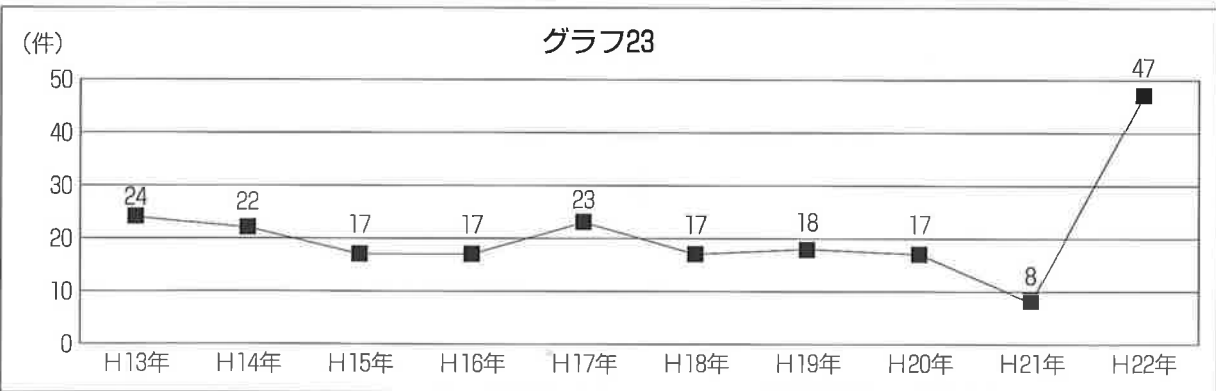
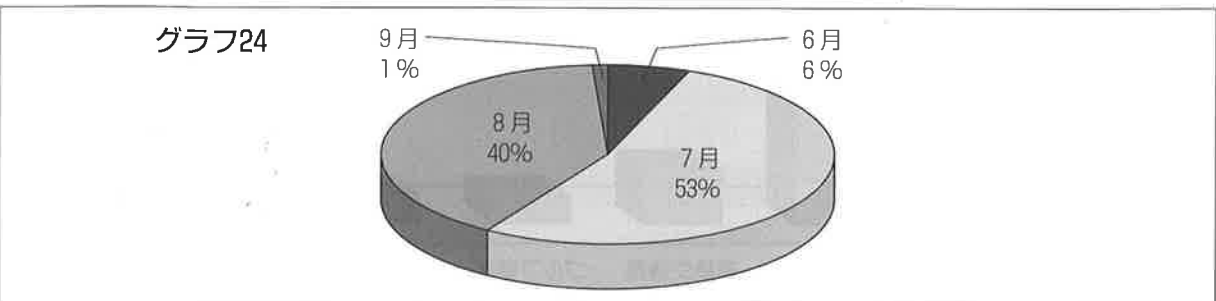


表18 熱中症による死亡災害月別発生状況 (平成20年～22年) 全国

	6月	7月	8月	9月	計
平成20年	2	12	3		17
平成21年		1	7		8
平成22年	2	25	19	1	47
計	4	38	29	1	72



5 衛生管理者及び産業医の選任状況

労働者数が50名以上の事業場は、資格を有する衛生管理者と、一定の要件を備えた医師を産業医として選任する必要があります。

衛生管理者と産業医は、衛生委員会の主要構成員であり、職場における健康管理、健康づくりの中心となりますので、必ず選任してください。熊本県における選任状況は、業種によりばらつきがあり、建設業、商業、接客娯楽業において選任率が低調となっており、早急に改善が必要です。

表19 産業医及び衛生管理者選任状況（平成22年）

業種	区分	衛生管理者		産業医		
		要選任事業場 (規模50人以上)	選任事業場	選任率	選任事業場	選任率
製造業		393	367	93.4%	371	94.4%
建設業		36	27	75.0%	25	69.4%
運輸・貨物取扱業		112	88	78.6%	95	84.8%
商業		191	134	70.2%	159	83.2%
金融・広告業		47	38	80.9%	39	83.0%
保健衛生業		362	335	92.5%	331	91.4%
接客娯楽業		73	52	71.2%	59	80.8%
その他の事業		245	190	77.6%	204	83.3%
全産業計		1,459	1,231	84.4%	1,283	87.9%

グラフ25

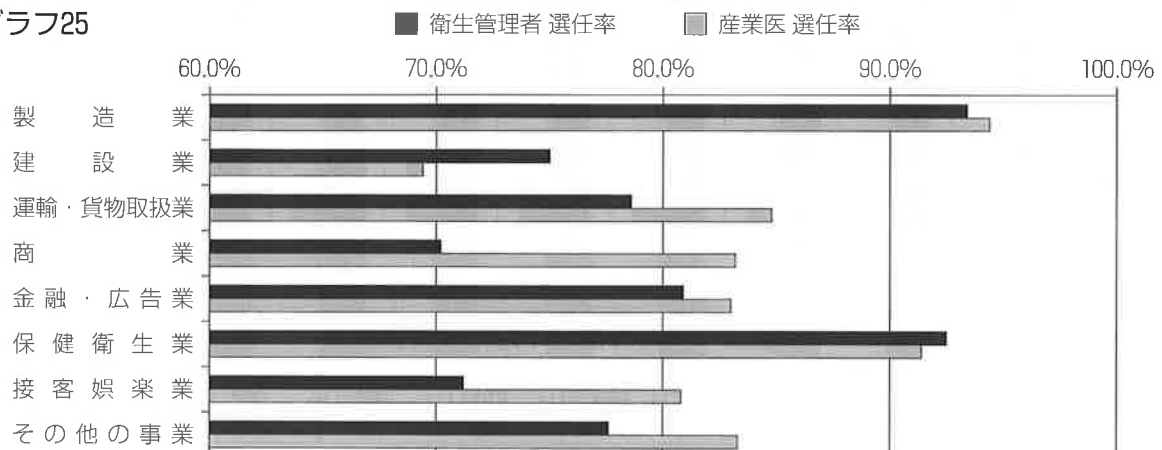
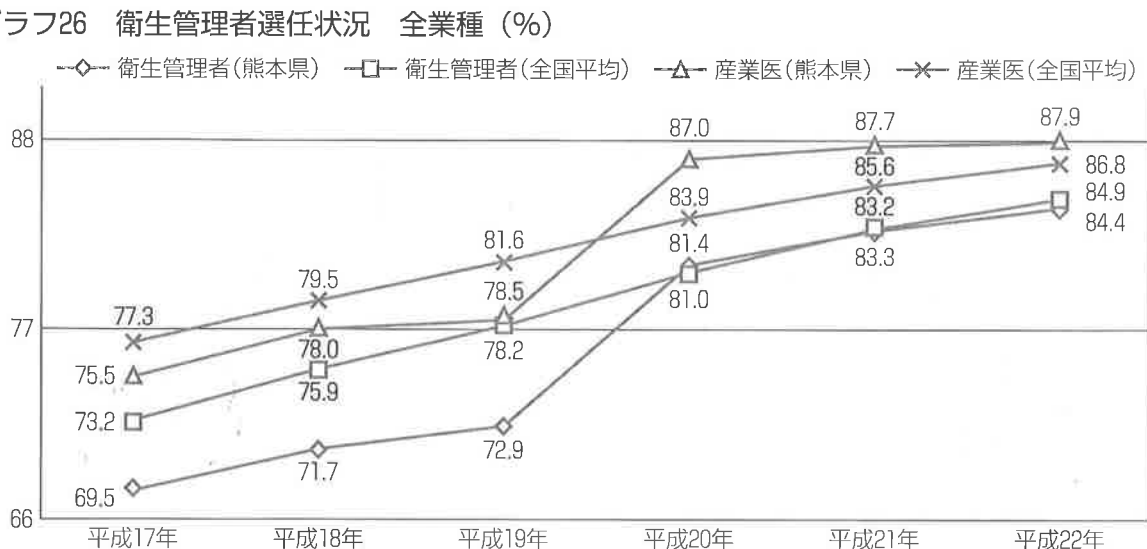


表20 衛生管理者・産業医選任状況 全業種 (%)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
衛生管理者(熊本県)	69.5	71.7	72.9	81.4	83.2	84.4
衛生管理者(全国平均)	73.2	75.9	78.2	81.0	83.3	84.9
産業医(熊本県)	75.5	78.0	78.5	87.0	87.7	87.9
産業医(全国平均)	77.3	79.5	81.6	83.9	85.6	86.8

グラフ26 衛生管理者選任状況 全業種 (%)



6 脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況

過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患（以下、「脳・心臓疾患」という。）並びに精神障害等の労災請求状況は以下のとおりです。

全国及び熊本県における平成22年度の請求件数は、脳・心臓疾患及び精神障害ともに、前年とほぼ同程度であり、減少傾向にあるとは言えません。このような状況からも、定期健康診断における有所見率改善の対策が重要です。

表21 脳・心臓疾患（過労死等）事案の労災請求状況

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
請求件数（全国）	819	742	816	869	938	931	889	767	802
認定件数（全国）	317	314	294	330	355	392	377	293	285
請求件数（熊本県）	16	18	17	17	17	19	10	18	14
認定件数（熊本県）	5	8	8	4	6	6	5	9	7

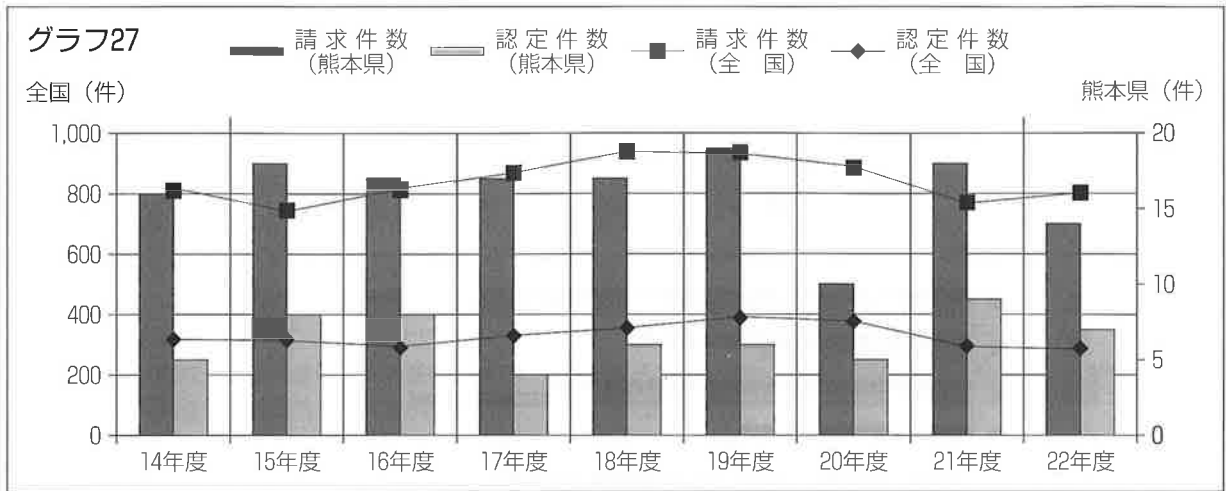
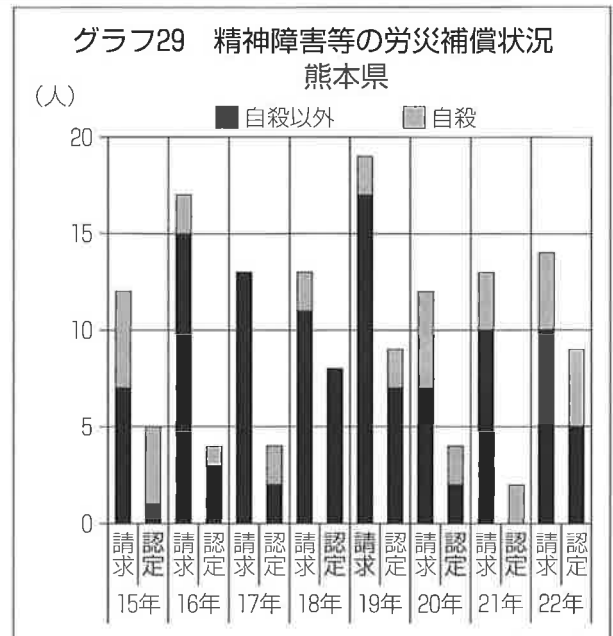
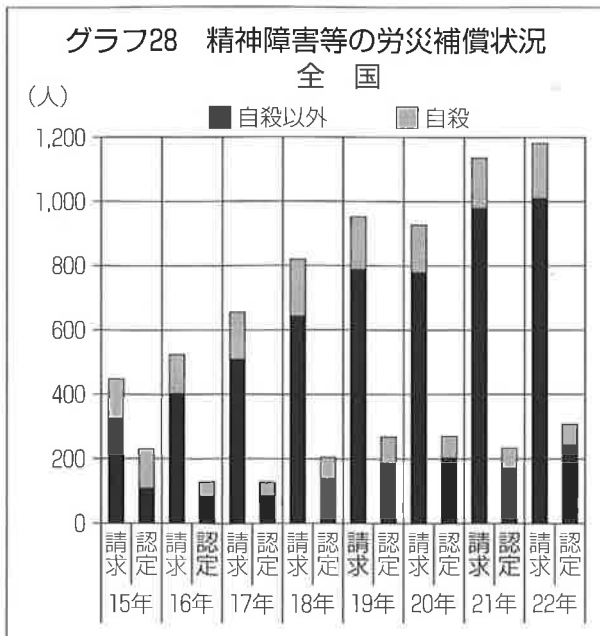


表22 精神障害等の労災補償状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
請求件数（全国）	447	524	656	819	952	927	1,136	1,181
うち自殺（全国）	122	121	147	176	164	148	157	171
認定件数（全国）	108	130	127	205	268	269	234	308
うち自殺（全国）	40	45	42	66	81	66	63	65
請求件数（熊本県）	12	17	13	13	19	12	13	14
うち自殺（熊本県）	5	2	0	2	2	5	3	4
認定件数（熊本県）	5	4	4	8	9	4	2	9
うち自殺（熊本県）	4	1	2	0	2	2	2	4



7 熊本県における自殺者数の推移

平成22年における全国の自殺者数は、31,690人（資料：警察庁「平成22年中における自殺の概要資料」）となり、平成10年以降3万人を超えた状態で推移しています。

熊本県における自殺者数は表23のとおり、平成22年において471人となり、明確な減少傾向は見られません。自殺した人の職業についての分類を見ると、被雇用者が27%を占め、前年から被雇用者割合の増加傾向が続いています。

表23 熊本県における自殺者数の推移

資料出所：熊本県警察本部

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
被雇用者	94	128	116	130	130	114	102	131	127
総自殺者数	493	539	499	485	548	520	468	484	471
被雇用者の割合	19.1%	23.7%	23.2%	26.8%	23.7%	21.9%	21.8%	27.1%	27.0%

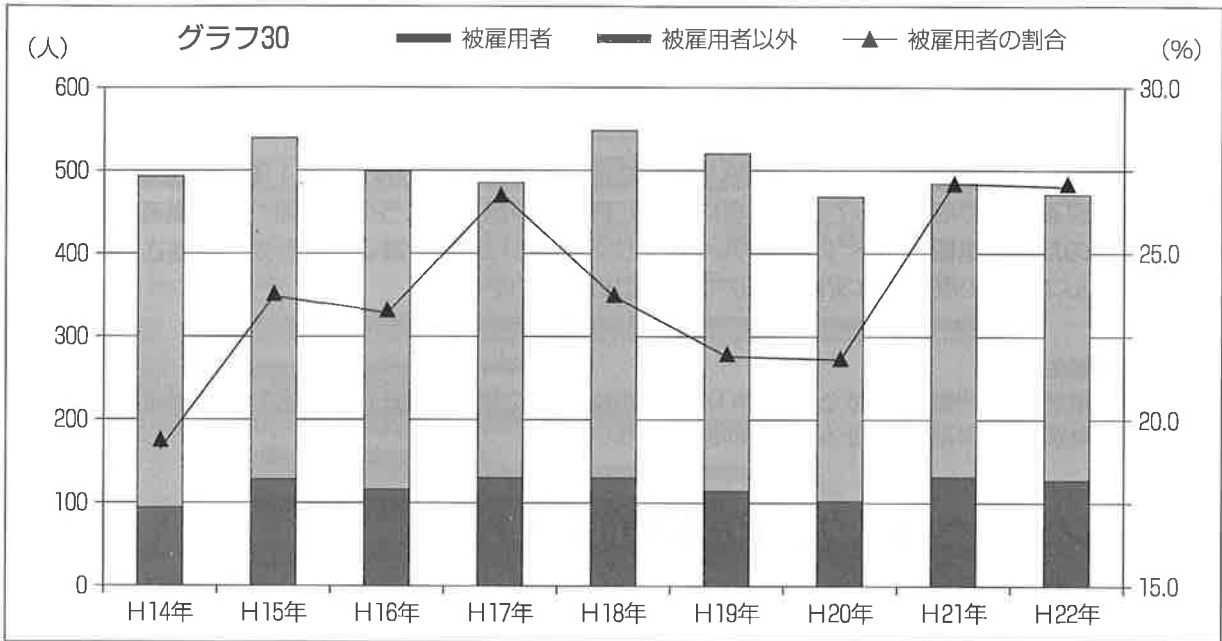
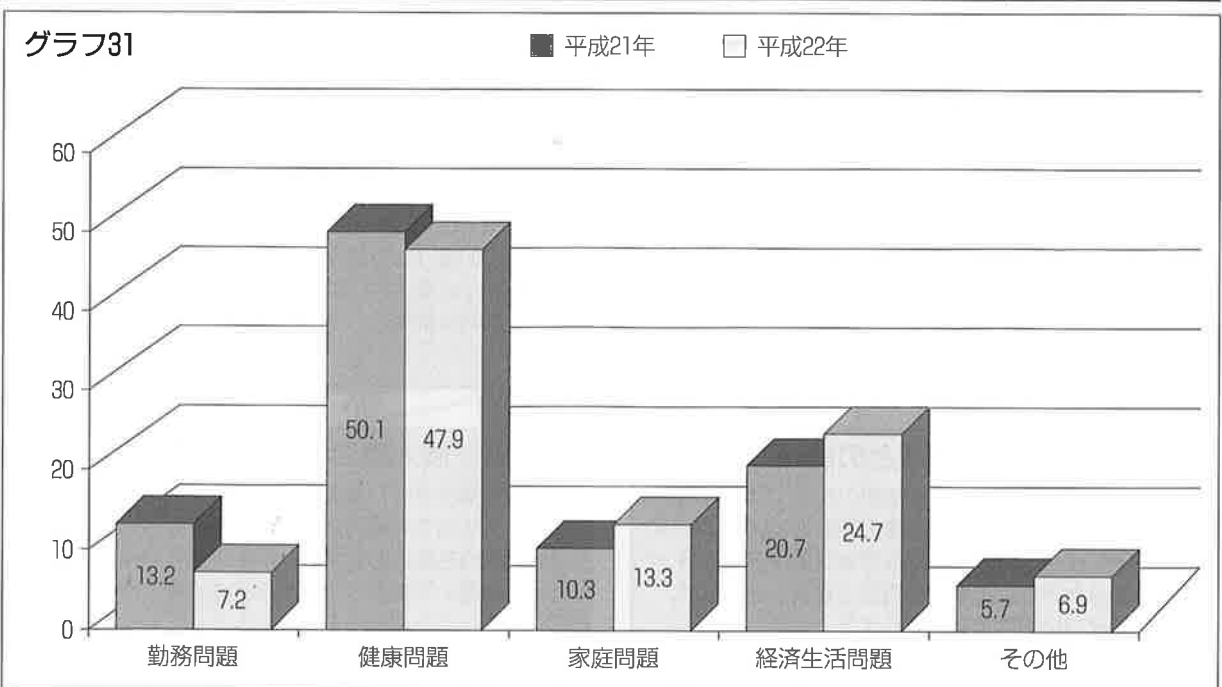


表24 熊本県における自殺者の原因の割合

資料出所：熊本県警察本部

	勤務問題	健康問題	家庭問題	経済生活問題	その他
平成21年	13.2	50.1	10.3	20.7	5.7
平成22年	7.2	47.9	13.3	24.7	6.9



8 メンタルヘルス対策

前項の自殺問題や精神障害による労災請求状況で見たとおり、職場におけるメンタルヘルス対策がより重要な事項となっていますが、熊本労働局への労働者（求職者を含む）からの労働相談（総合労働相談）件数においても、平成22年度における4,061件の相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が373件にのぼり、全相談件数のほぼ1割を占めています。

厚生労働省は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。

労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし

厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針、平成18年3月策定）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。

1. 趣旨

本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスケア」という。）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものです。【指針：1】

労働安全衛生法

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2. メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。また、その実施に当たっては「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。

さらに、メンタルヘルスを推進するに当たっては、次の事項に留意してください。【指針：2】

心の健康問題の特性

心の健康については、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいため、そのプロセスの把握が困難です。また、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題があります。

【指針：2-①】

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっては、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件です。

【指針：2-②】

留意事項

人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受けます。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多くあります。

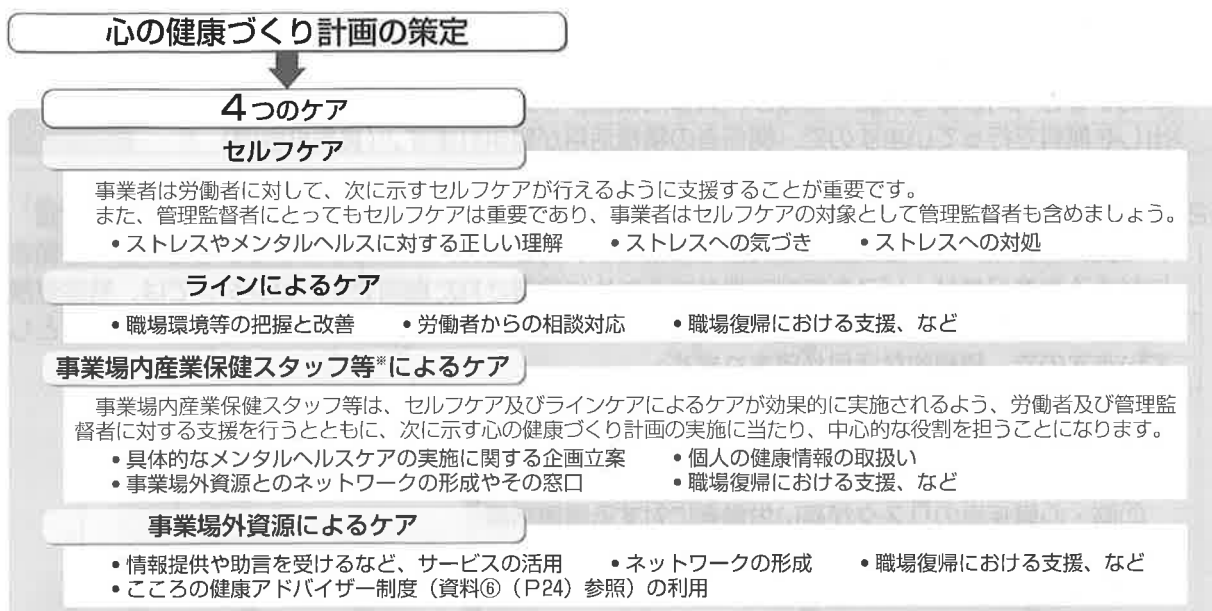
【指針：2-③】

家庭・個人生活等の職場以外の問題

心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあります。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多くあります。

【指針：2-④】

3. 4つのメンタルヘルスキアの推進



※それぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は以下のとおり。

- 産 業 医 等：専門的立場から対策の実施状況の把握、助言・指導などを行う。また、長時間労働者に対する面接指導の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても、中心的役割を果たす。
- 衛生管理者等：教育研修の企画・実施、相談体制づくりなどを行う。
- 保 健 師 等：労働者及び管理監督者からの相談対応などを行う。
- 心の健康づくり専門スタッフ：教育研修の企画・実施、相談対応などを行う。
- 人事労務管理スタッフ：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮する。
- 事業場内メンタルヘルス推進担当者：産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスキアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者は、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましい。

4. メンタルヘルスキアの具体的進め方

上記3の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組みを積極的に推進することが効果的です。

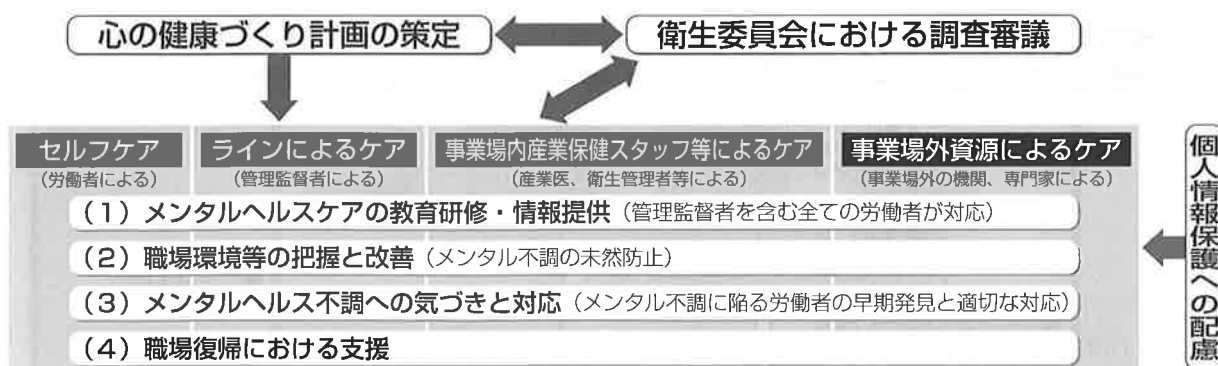
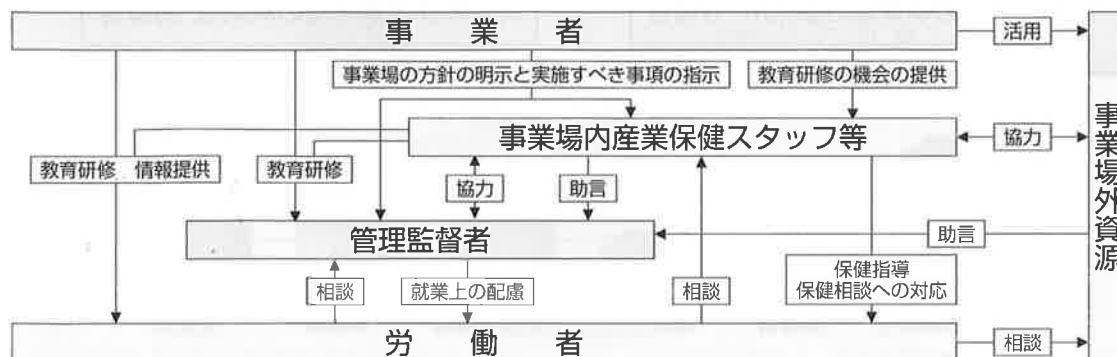


図 事業場におけるメンタルヘルス体制例



9 熊本産業保健推進センター及び熊本県地域産業保健センターの活用

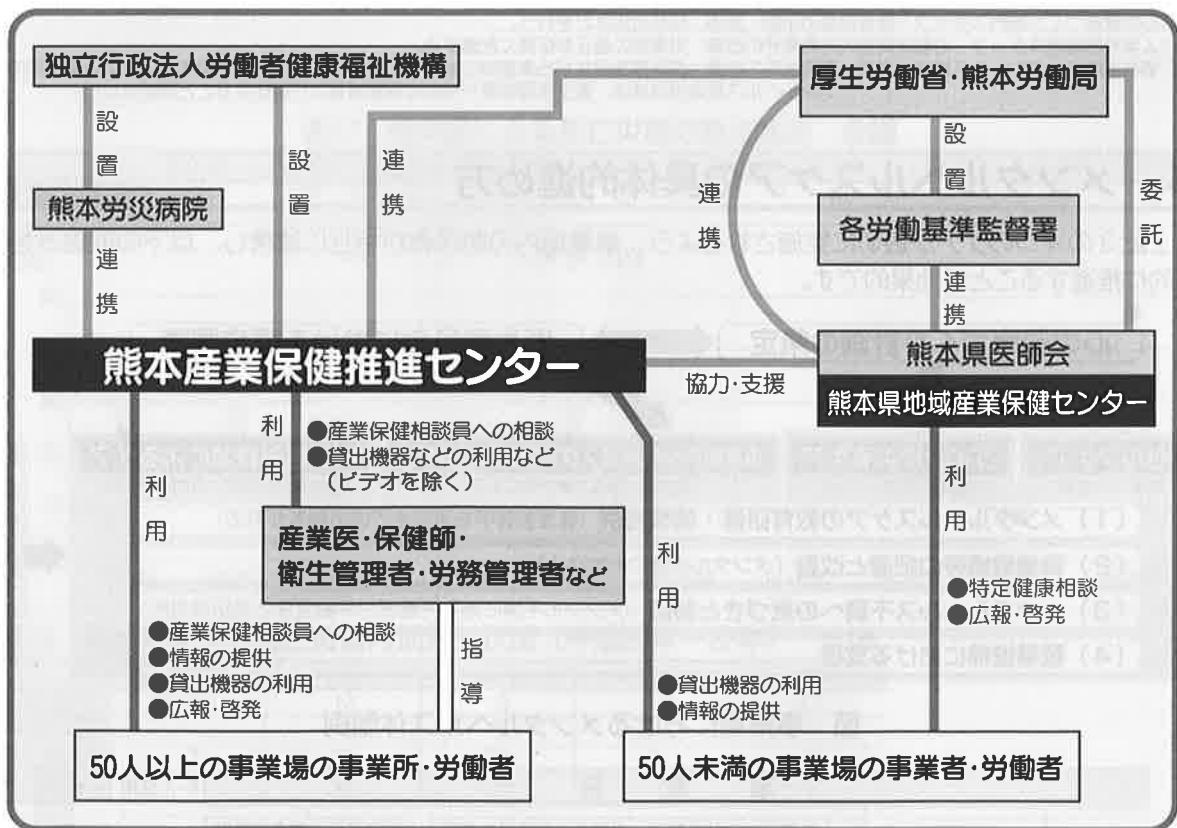
(1) 労働者健康福祉機構熊本産業保健推進センターは、労働者の健康を確保し快適な職場の推進を図るために、労働衛生分野における産業保健相談員を配置し、専門的な相談等に対応したり産業保健に関する専門的研修を実施するほか、研修用機器・作業環境測定機器・産業保健に関する図書の貸出しを無料で行っていますので、関係者の積極活用が望めます。(裏表紙参照)

(2) 熊本県地域産業保健センター（熊本労働局と熊本県医師会が委託契約を結び県下7箇所に設置 P19資料②参照）は、産業医の法的選任義務のない労働者50人未満の事業場及びそこで働く労働者に対する産業保健サービスを無料で提供するために設置された機関です。センターでは、特定健康相談及び面接指導（下記①～③及び④の内容）窓口を開設し、医師及び保健師が対応することとしていますので、積極的な活用が望めます。

なお、ご利用にあたってはセンターへの事前の申し込みが必要です。

〔特定健康相談及び面接指導〕

- ①健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- ②脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する健康指導
- ③メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ④長時間労働者に対する面接指導



10 参考様式等

定期健康診断有所見率の改善に向けた取組

1 健康診断の有所見状況

①全体の有所見率について

平成20年 _____ % 平成21年 _____ % 平成22年 _____ %

②平成22年の健診項目ごとの有所見率について

血中脂質 _____ % 血圧 _____ % 血糖 _____ %

尿中の糖 _____ % 心電図 _____ %

2 職場における健康管理の取組状況

番号	チェック項目	結果 ○を付けてください		
		はい	いいえ	把握して いない
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ	
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ	
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ	
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ	
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ	
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ	把握して いない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項（食生活の改善等に取り組むこと）を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ	
8	労働者に対して、健康教育を実施していますか。	はい	いいえ	
9	労働者に対して、健康相談を実施していますか。	はい	いいえ	
10	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ	把握して いない
11	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ	
12	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容（栄養改善、運動等に取り組むこと）を示していますか。	はい	いいえ	
13	6及び10の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ	
14	事業者が健康づくりのため取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ	
15	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ	
16	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ	
17	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ	
18	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ	

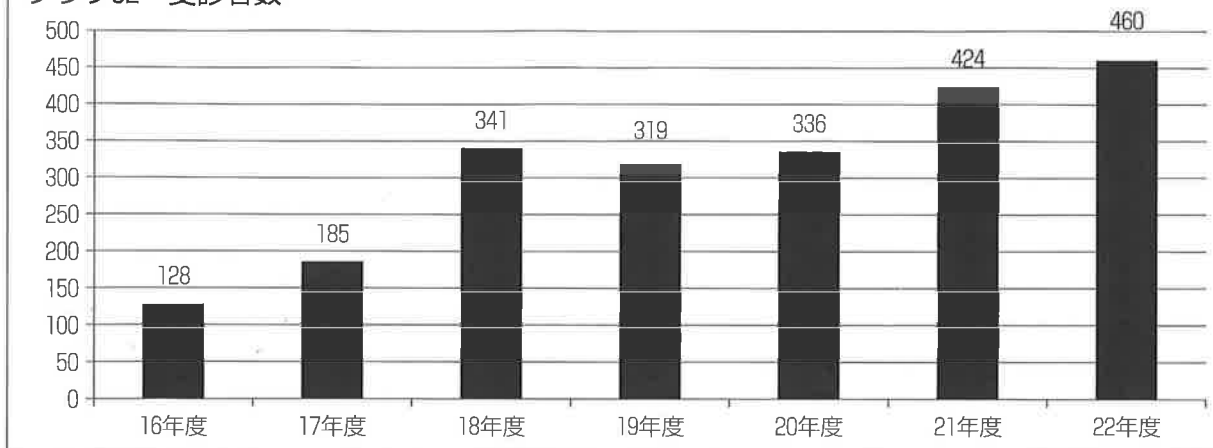
指導勧奨による健康診断 業務内容

番号	業務の内容
1	紫外線・赤外線にさらされる業務
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
3	マンガン化合物（塩基性酸化マンガンに限る。）を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
4	黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
6	亜硫酸ガスを発生する場所における業務
7	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発生する場所における業務（有機溶剤業務に係るものを除く。）
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く。）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
10	砒素又は、その化合物（三酸化砒素を除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
12	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワン粉じん等を発生する場所における業務
16	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェニルイソシアネート（M.D.I）を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発生する場所における業務
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20	キーパンチャーの業務
21	都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）
22	地下駐車場における業務（排気ガス）
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等）の取り扱いの業務
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26	金銭登録の業務
27	引金付工具を取り扱う作業
29	VDT作業
30	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

表25 健康診断二次健診受診者数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受診者数	128	185	341	319	336	424	460

グラフ32 受診者数



「メンタルヘルス対策支援センター」の利用案内

従業員の心の健康対策への取組方法がわからないという事業場の皆様へ
私たちは、メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場を支援します。(厚生労働省委託事業)

【業務案内】

対面、電話、FAX、メールによりメンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談、問い合わせに応じます。

また、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施について専門家がアドバイスします。

たとえば、事業場にはこんな内容について助言いたします。

- ◎心の健康づくり計画はどのようにつくればよいのか。
- ◎職場復帰支援プログラムはどのようにつくればよいのか。
- ◎社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりについてどのようにすればよいのか。
- ◎メンタルヘルスについて従業員に理解してもらうためにはどうしたらよいのか。
- ◎社内スタッフや従業員への教育・研修はどうしたらよいのか。

提供するサービスは全て無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

労働者からの一時的な相談にも応じます。

(ただし、医療機関ではありませんので、診療等を行えません。必要によって医療機関等適切な機関を紹介いたします。)

独立行政法人 労働者健康福祉機構

メンタルヘルス対策支援センター（熊本産業保健推進センター内）

住 所 熊本市花畑町9-24住友生命熊本ビル3F

窓口開設時間 13時～17時

電 話 096-359-9570

F A X 096-359-9571

メ - ル mental-shien43@kumamoto-sanpo.jp

ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/shien/index.html>

申込先 メンタルヘルス対策支援センター 電話 096-359-9570 FAX 096-359-9571

申 込 書

事業場名			所在地	〒		
代表者氏名						
電 話		担当者氏名	従業員数	人	業種	
F A X						
訪問希望日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	日程調整後、訪問日時についてこちらからご連絡します。			
助言希望事項	<input type="checkbox"/> ①衛生委員会等での調査審議の徹底		<input type="checkbox"/> ②事業場における実態の把握		<input type="checkbox"/> ③「心の健康づくり計画」の策定	
	<input type="checkbox"/> ④事業場内の体制の整備		<input type="checkbox"/> ⑤教育研修の実施		<input type="checkbox"/> ⑥職場環境の把握と改善	
	<input type="checkbox"/> ⑦メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応		<input type="checkbox"/> ⑧職場復帰支援		<input type="checkbox"/> ⑨その他	

※この申込書にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。ご記入いただいた個人情報につきましては、当センターが責任をもって管理いたします。

資料②

熊本県地域産業保健センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番13号(熊本県医師会内)
TEL 096-354-3838 FAX 096-322-6429

熊本県熊本地域産業保健センター	熊本県天草地域産業保健センター
〒860-0811 熊本市本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内) TEL 096-366-2711 FAX 096-366-2750	〒863-0046 天草市亀場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内) TEL 0969-25-1236 FAX 0969-24-4126
熊本県八代水俣地域産業保健センター	熊本県菊池鹿本地域産業保健センター
〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2(八代市医師会内) TEL 0965-39-9531 FAX 0965-34-7003	〒861-1308 菊池市亘366(菊池郡市医師会立病院内) TEL 0968-23-1210 FAX 0968-23-1211
熊本県有明地域産業保健センター	熊本県阿蘇地域産業保健センター
〒865-0005 玉名市玉名2186(玉名郡市医師会内) TEL 0968-72-3050 FAX 0968-72-1990	〒869-2225 阿蘇市黒川1178(阿蘇郡市医師会内) TEL 0967-34-1177 FAX 0967-34-1619
熊本県人吉球磨地域産業保健センター	
〒868-0037 人吉市南泉田町72-2(人吉市医師会内) TEL 0966-22-3059 FAX 0966-22-3059	

資料③

作業環境測定機関

(平成23年8月8日現在)

測定機関名	所在地	電話番号 F A X	作業環境測定法施行規則別表各号の作業場				
			1号 (粉じん)	2号 (放射線)	3号 (特化物)	4号 (金属関係)	5号 (有機溶剤)
(株)ニチゴ九州	〒869-0451 宇土市北段原町230	0964-22-4790 0964-23-5566	○	△	○	○	○
(株)同仁 グロカール	〒861-2202 上益城郡益城町 田原2081-25	096-286-1311 096-286-1312	○	△	○	○	○
(株)朝日環境分析 センター	〒866-8691 八代市新港町 2丁目2番8号	0965-37-1377 0965-37-3422	○	△	○	○	○
(株)野田市電子 環境分析事業部	〒860-0823 熊本市世安町335	096-322-0167 096-352-6003	○	△	○	○	○
(株)三計テクノス	〒862-0935 熊本市御領5丁目 6番53号	096-388-1222 096-388-7511	○	△	○	△	○
ルネサスセミコンダ クタ九州・山口(株)	〒861-4195 熊本市八幡1丁目 1番1号	096-311-6683 096-311-6684	△	△	○	○	○

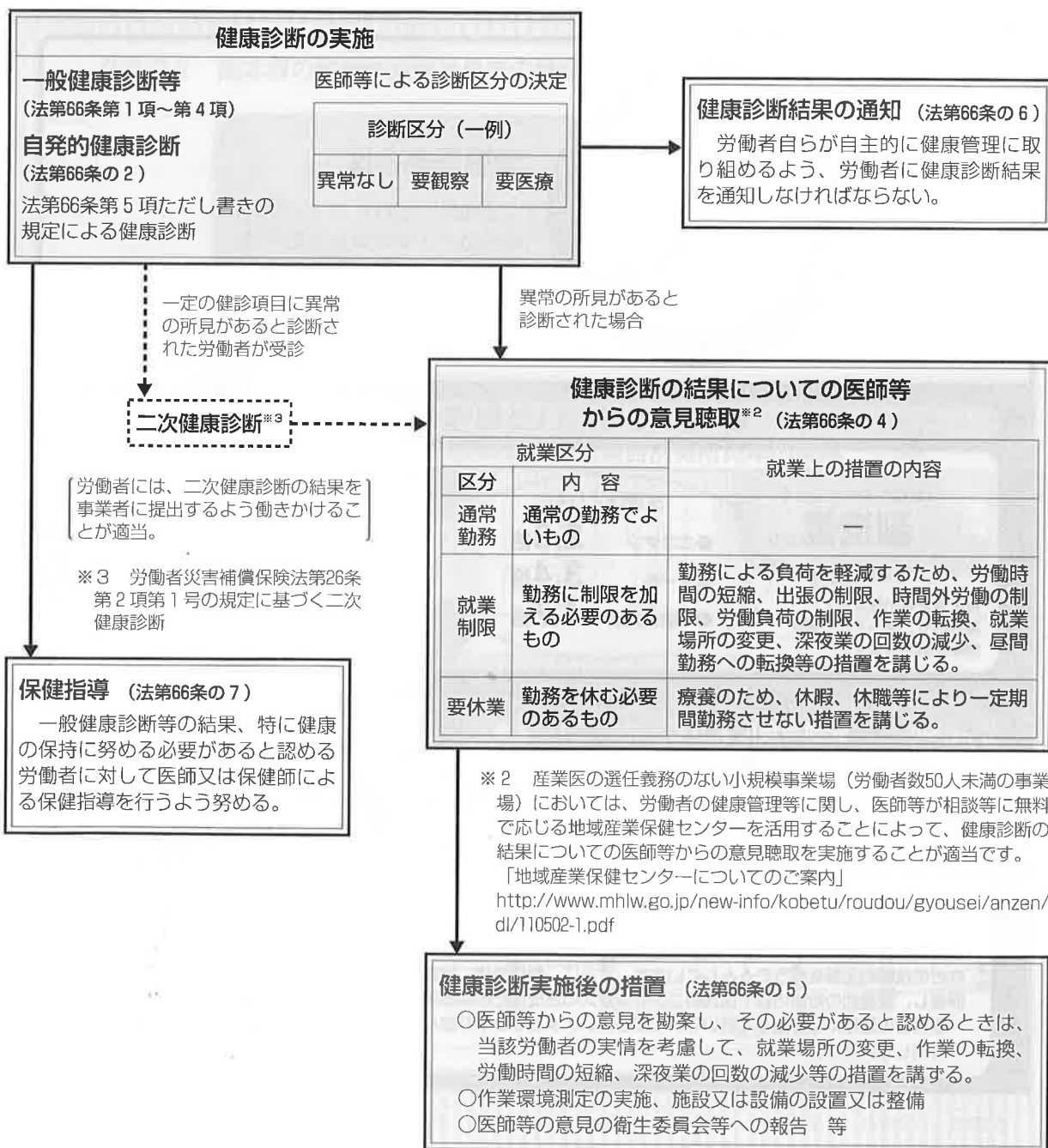
●健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{*1} 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

●健康診断の実施とその後の手順等



職場の受動喫煙防止対策

すすめていますか？

たばこの煙から働く人を守る

空気のきれいな
体に優しい

職場づくり



受動喫煙とは……

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

● 知ってほしい受動喫煙の害 ●

たばこの先から出る
副流煙には

目に見えない煙でも害はあり、あっという間に簡単に広がります。

主流煙よりも

- ニコチン **2.8倍**
- タール **3.4倍**
- 一酸化炭素 **4.7倍**

副流煙には、発がん性のある化学物質ベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれる。

主流煙

喫煙者が吸い込む煙



(厚生労働省「喫煙と健康」第2版より)

子どもへの影響も大!

受動喫煙によって引き起こされる体への害

肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など

年間約8,800人!

受動喫煙による死者数の推計

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数は、年間約6,800人。そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。

厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための施策等について議論することとしています。

事業者の皆様にご覧いただき、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、分かりやすく解説しています。

すすめていますか？

職場での受動喫煙防止対策の具体的な取組を

平成22年12月22日、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会から、今後の職場における安全衛生対策について提言され^(※)、その一項目として、職場における受動喫煙防止対策の今後の方向性が示されました。

事業者の皆様に取り組んでいただきたい対策は、以下のとおりです。

(※労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」)

全面禁煙

建物や車両内全体を常に禁煙とすること。

すべての人を受動喫煙から守る、確実に簡単な方法です。コストもかからず、喫煙室を清掃する手間も省くことができます。



空間分煙

喫煙室でのみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とすること。

たばこ煙の漏れを防ぐには

喫煙室外の粉じん濃度
喫煙によって増加しないこと

喫煙室へ向かう気流
風速0.2m/s以上



すすめていますか？

職場での受動喫煙防止対策のための体制整備を

「職場における喫煙対策のためのガイドライン（平成15年5月9日付、厚生労働省労働基準局長通達）」では、職場の受動喫煙防止対策を進めるにあたり、体制の整備が求められています。事業者、管理監督者、働く人がお互いに協力し、おのおのの役割と責任を明確にしたうえで、取り組む必要があります。



管理監督者
受動喫煙防止対策を率先して実施するとともに、職員に対して適切な指導を行います。



事業者
法律の周知などを徹底し、率先して行動することが求められます。



働く人
法律に沿った受動喫煙防止対策に対して積極的な協力が求められます。

体制整備
(委員会など)

禁煙を希望する喫煙者へのサポート

喫煙はニコチン依存症ととらえて、喫煙者の禁煙をサポートしていきましょう。喫煙と健康に関する研修や講習会等を開催したり、健診時などの機会を利用し、喫煙の影響や禁煙の効果について情報提供を行うことも効果的です。

また、市販のニコチンガムやニコチンパッチの利用、禁煙外来の受診や処方される禁煙薬を利用することで、禁煙の成功率が高まります。



働く人への周知、理解促進のために

喫煙者および非喫煙者の双方がお互いの立場を十分に理解することが大切です。

喫煙者へ

非喫煙者の受動喫煙防止に十分な配慮をするよう促します。

非喫煙者へ

喫煙者が喫煙室等で喫煙することに対して理解を求めます。

受動喫煙防止対策の周知、広報

受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、ポスターやステッカーの掲示、パンフレットの配布、禁煙場所の表示等を行います。



受動喫煙防止対策のための法律・ガイドライン

国際的な動向

たばこの消費及び受動喫煙が、健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響を減らすために、国ごとの個別の対応では限界があることから、世界保健機関（WHO）は、法的拘束力のある国際条約でたばこに関する規制を行うこととし、平成17年2月に発効しました。日本もこの「たばこ規制枠組条約」の締約国であり、義務を負っています。

国内の動向

国内における職場の受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導するとともに、平成15年に健康増進法が施行されました。平成22年2月には、多くの人が利用する公共的な空間では、全面禁煙であるべきとの健康局長通知が出されています。

（健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係）

健康増進法第25条

【努力義務】

多数の者が利用する施設

対象者：住民、利用者、顧客等

労働安全衛生法

【努力義務】

（快適職場環境の形成）

飲食店
旅館等

事業場

対象者：労働者



さらに、WHOのたばこ規制枠組条約の発効、受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景として、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識も向上していることから、平成22年12月22日に労働安全衛生法における快適職場形成の一環とした取組の見直しが必要な状況であるとの建議が、労働政策審議会より行われました。

職場における受動喫煙防止対策については、最寄りの都道府県労働局（健康安全課又は健康課）にお問い合わせ下さい。

熊本産業保健 こころの健康アドバイザー制度のお知らせ

“心の病”の相談 専門スタッフが無料で



熊本労働局は、労働者とその家族、経営者、労務担当者等の「心の病」の相談に専門スタッフが無料で応じる「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」を創設しています。自殺防止を目的に熊本県医師会、熊本産業保健推進センター、熊本県精神科病院協会などが連携する全国初の取り組みです。働きすぎによるうつ病は本人がなかなか気づかない場合が多いので家族が気づいたら一緒にこの制度を積極的に利用して下さい。

相談は下記の県内三十三医療機関で実施しています。

熊本地区

窪田病院
〒861-8038 熊本市長嶺東2丁目11の95
TEL.(096)380-2038
●月～金/9:00～16:00

ニキハーティーホスピタル
〒862-0920 熊本市月出4丁目6の100
TEL.(096)384-3111
●水/9:00～12:00

くまもと青明病院
〒862-0970 熊本市渡鹿5丁目10の37
TEL.(096)366-2291
●月・金/14:00～17:00

桜が丘病院
〒860-0082 熊本市池田3丁目44の1
TEL.(096)352-6264
●土/9:00～12:00

城山病院
〒860-0063 熊本市上代9丁目2の20
TEL.(096)329-7878
●月・火・金・土/ 9:00～12:00
14:00～16:00

龍田病院
〒860-0862 熊本市黒髪6丁目12の51
TEL.(096)343-1463
●月・水・木・金/9:00～12:00、13:00～17:00
火/9:00～12:00

明生病院
〒860-0083 熊本市大窪2丁目6の20
TEL.(096)324-5211
●木/13:30～16:00

ピネル記念病院
〒862-0916 熊本市佐土原1丁目8の33
TEL.(096)365-1133
●月・土/10:00～12:00、14:00～16:00

日隈病院
〒860-0832 熊本市秋原町9の30
TEL.(096)378-3836
●月～金/9:00～11:00、14:00～16:00
土/9:00～11:00

森病院
〒861-4101 熊本市近見1丁目30の36
TEL.(096)354-0177
●月/13:30～17:00
水/ 9:00～17:00

よやすクリニック
〒860-0823 熊本市世安町231の9
TEL.(096)322-0353
●月～金/随時(要予約)

みとま神経内科クリニック
〒862-0972 熊本市新大江2丁目5の12
TEL.(096)372-3133
●月～土/8:45～17:30
(但し、水は午前のみ、土は15:30まで)

希望ヶ丘病院
〒861-3131 上益城郡御船町豊秋1540
TEL.(096)282-1045
●月～金/9:00～11:30、13:30～16:00

益城病院
〒861-2233 上益城郡益城町惣領1530
TEL.(096)286-3611
●火・木・金/13:00～16:00

松田病院
〒869-0542 宇城市松橋町豊崎1962の1
TEL.(0964)32-0666
●第1・第3水/13:30～15:30

くまもと心療病院
〒869-0416 宇土市松山町1901
TEL.(0964)22-1081
●水/13:30～16:00

八代・水俣地区

高田病院
〒866-0065 八代市豊原下町4001
TEL.(0965)33-1191
●月～金/いつでも可(但し要予約)

八代更生病院
〒866-0043 八代市古城町1705
TEL.(0965)33-4205
●月/14:00～16:00

平成病院
〒866-0895 八代市大村町720の1
TEL.(0965)32-8171
●月～金/13:00～17:00

みずほ病院
〒867-0034 水俣市袋705の14
TEL.(0966)63-5196
●月～金/14:00～16:00

水俣病院
〒867-0008 水俣市浜4051
TEL.(0966)63-3148
●月～金/9:00～11:00

神経内科リハビリテーション協立クリニック
〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2の28
TEL.(0966)63-6835
●火・木・金/14:00～17:00

玉名・荒尾地区

城ヶ崎病院
〒865-0041 玉名市伊倉北方265
TEL.(0968)73-3375
●木/17:00～18:00

有働病院
〒864-0002 荒尾市万田475の1
TEL.(0968)62-1138
●木/9:00～12:00、13:30～17:00

荒尾こころの郷病院
〒864-0041 荒尾市荒尾1992
TEL.(0968)62-0657
●月～土/8:30～16:00

人吉・球磨地区

吉田病院
〒868-0015 人吉市下城本町1501
TEL.(0966)22-4051
●第3金/13:00～16:00

天草地区

酒井病院
〒863-0006 天草市本町下河内964
TEL.(0969)22-4181
●水/9:00～12:00

菊池・鹿本地区

菊池有働病院
〒861-1304 菊池市深川1433
TEL.(0968)25-3146
●第3月・第1日/14:00～16:00

菊陽病院
〒869-1102 菊池郡菊陽町原水字下中野5587
TEL.(096)232-3171
●月～金/9:00～12:00

中山記念病院
〒861-1102 合志市須屋702
TEL.(096)343-2617
●月～土/9:00～12:00

向陽台病院
〒861-0142 鹿本郡植木町鏡田1025
TEL.(096)272-5250
●木/14:30～16:00

山鹿回生病院
〒861-0533 山鹿市古閑1500の1
TEL.(0968)44-2211
●月・金/13:00～17:00

阿蘇地区

阿蘇やまなみ病院
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地115の1
TEL.(0967)22-0525
●月～水/9:00～11:00
木・金/9:00～11:00、13:00～15:30

熊本産業保健推進センターのご案内

労働衛生管理活動はどのように進めたらよいのか、社員がうつ病ではないかと思うが、事業場としてどの様に対応したら良いのか解らない、といった事例で悩んでいませんか。

当産業保健推進センターは、事業場が抱えている産業保健の様々な問題について、
経験豊富な各分野の専門スタッフが具体的な解決方法を助言し
解決のためのお手伝いを致します。

ご相談は
無料
です

1 主な事業内容

研修会事業

- 職場の作業環境管理から生活習慣病予防のための健康管理、心の健康問題（メンタルヘルス）等産業保健関係者のニーズを踏まえて、産業保健関係者のスキルアップのための専門的・実践的研修を年間 65 回開催致します。**研修会には、どなたでも参加できます。**

相談事業

- 事前予約による「予約面談相談」を実施（10名の相談員が月に11日実施）します。
- 電話、メール（IT）、FAX等の「通信相談」、事業場等を訪問しての「実地相談」により、問題解決の助言等も行います。

産業保健相談員

- メンタルヘルス（1名）、カウンセリング（2名）、保健指導（1名）、労働衛生工学（2名）、労働衛生関係法令（1名）、産業医学（3名）の相談員を配置し、相談への対応、派遣による講演・研修・指導等の個別支援を行います。

情報提供

- 当センターホームページ・メールマガジン・産業保健かわら版・産業保健 21（全国誌）等で、産業保健関係や行政施策、話題のニュース等の最新情報を提供します。

図書・測定機器等の貸出

- 産業保健や労働衛生管理、労働災害防止に関する図書類や作業環境測定に必要な粉じん計、騒音計、酸素濃度計等の教育用機材の貸し出しを行っています。

◆相談は、どなたでも大丈夫です。**個人情報保護を最優先**にして**秘密は厳守**します。

◆メルマガは**毎月発行**。産業保健かわら版及び産業保健 21 は、**季刊**での発行。

◆情報提供のための「**メールアドレス**」の登録を、ホームページ等からお願いします。

※斡旋による講師の紹介を行っています。当センターへの紹介料は無料ですが、講師への謝金等の支払いが必要です。詳しくは当センターへ電話等によりお問い合わせください。



2 ホームページのご案内

メール相談や研修会の申し込み、図書・作業環境測定機器の閲覧や貸出の申し込みもホームページからも行えます。是非一度アクセスして下さい。ご利用をお待ちしております。



熊本産業保健推進センター HP アドレス <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

熊本産業保健推進センター

所在地 〒860-0806 熊本市花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階

TEL : 096-353-5480

FAX : 096-359-6506